

交付対象水田から除外される可能性のある水田で 1 か月以上のたん水管理を行う農業者の皆様へ

○水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1 か月以上のたん水管理」についてお知らせします。なお、今後の国の方針等により運用が変更・追加される可能性があることをご承知おきください。

○5年水張りルールについては裏面をご覧ください。

1 たん水管理の確認方法

① 水張り実施の届け出

・「水張り（たん水管理）実施届出書」にて、氏名、ほ場地名地番、たん水の実施期間を、たん水開始の10日前までを目途にお知らせください。

② 写真・管理記録の作成、提出

・「水張り（たん水管理）記録簿」を1筆ごとに作成し、水張り終了後に提出してください。

・写真は、たん水開始時期とたん水終了時期の期間を1か月以上空けて、2回撮影してください。

・写真を撮る際は、紙等に氏名、ほ場地名地番、撮影年月日を記載し、その紙等と一緒に写りこむようにしたうえで、ほ場全体に水を張ったことが分かるように撮影してください。

※届け出を基に、事務局でも現地確認を実施します。

※事務局の確認には立ち合いは原則必要ありませんが、場合によってはほ場の案内をお願いすることがあります。

2 たん水管理の注意点

① 水深等の基準

・水稻作付の場合と同等のたん水管理を実施してください。

② 水張りの期間

・水張りを行う時期について指定はありません。

・天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水状態が1か月以上持続されることが必要です。

③ 部分的な水張りについて

・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的にたん水した場合は、水張りとは認められません。

5年水張りルールについて

令和4年度から水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について見直しが行われ、令和4年度から5年間に一度も水稲作付が行われなかった農地は、交付金の対象農地としない方針が示されました。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 被災した農地、道路又は所要の用水を供給する設備が災害復旧事業の対象となり、水稲の作付が困難であることが確認できること
- ② 農業基盤整備事業等の対象となり、水稲の作付が困難であることが確認できること

なお、次のすべてに該当する場合は、水稲の作付が行われたものとみなします。

- ・ たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること
- ・ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

【具体例】

○は交付対象水田であること、×は交付対象から除外されたことを指す

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①	水張り または 水稲	○	○	○	○	水張り または 水稲	○	○
②	○	○	○	○	水張り または 水稲	○	○	○
③	水張り または 水稲	○	○	○	○	○	×	×
④	○	○	○	○	○	×	水張り または 水稲	×

【留意点】

一度交付対象から除外された農地は、交付対象水田に戻ることはありません。